



平成 27 年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日：平成 28 年 5 月 27 日

法人名：社会福祉法人 浜坂会

(Tel/Fax : 0857-27-7878)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
貴法定款第 12 条第 2 項の規程によると、施設の長は理事会の議決を経て理事長が任免するとなっているが、議事録では報告のみで議決の確認ができなかった。定款の定めのとおり手続きを行うこと。	理事会での挨拶を持って承認と していた。今後は理事会の議案に あげ適正に承認に踏ることとす る。	次回発生時より実施
保育所の私的契約利用料について、現金で収納したものは、貴法人経理規程第 22 条の規程によると、3 日以内に金融機関に預け入れなければならないとなっているが、3 日以内の入金が守られていない。適正に会計処理を行うこと。	経理規程に従い、全額徴収してい なくとも規程内の入金処理に努 める。保護者への協力を徹底して いく。	H28 年 2 月より実施
貴法人経理規程第 10 条第 1 項の規程によると、寄附金台帳を備えることとなっているので、過去の寄附金についても総額がわかるように整理し報告すること。	寄附金明細書を台帳としていた。 総額が毎年度わかるよう台帳と して作成した。	H28 年 2 月より実施
支出伺において、支払日の異なるものが同一日に支払うように処理されていたので、処理方法について見直しを検討された い。	支払伺書の綴り方を支払日によ り分けることとした。	H28 年 2 月より実施